

公益財団法人香川県総合健診協会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県総合健診協会（以下「協会」という。）定款第14条第3項及び第31条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤の役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、理事会又は評議員会への出席1回につき別表1に掲げる報酬額を支給することができる。

2 常勤役員は、別表2に掲げる報酬額を支給する。

3 監事に対しては、監査に対する対価として、必要に応じ別表3の報酬額を支給することができる。

(常勤役員の報酬の支給)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給日、支給方法及び報酬から控除する金額等に関する詳細は、協会職員給与規程を準用する。この場合において、「給料」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

(費用)

第5条 協会は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員の通勤手当は、協会職員給与規程を準用して支払うものとする。

3 役員、評議員の出張旅費については、協会旅費規程に基づき支払うものとする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 常勤役員の令和4年4月から6月までの報酬にかかる差額については、7月の支給に合わせて支払うものとする。

別表1 非常勤の役員及び評議員の会議出席に対する報酬額

1回9,100円（源泉徴収分を含む。）

別表2 常勤役員報酬額

月額375,000円

別表3 監事の監査に対する報酬額

1回9,100円(源泉徴収分を含む。)
